

平成 28 年度 第 12 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 29 年 3 月 7 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分

2. 開催場所：和水町三加和公民館 2 階研修室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。（20 名）

会 長 2 4 番 蒲池 恭一

会長代理者 2 3 番 石原二千郎

委 員	1 番	坂本 政光	3 番	坂本 博文	4 番	石原 由紀
	5 番	鶴 宏遠	7 番	戸上 誠一	9 番	浦部 貞彦
	1 0 番	吉田 広志	1 1 番	甲斐 正晴	1 2 番	池田 圭吾
	1 3 番	庄山 秀一	1 4 番	北原 博幸	1 5 番	杉村 幸敏
	1 6 番	池田 浩二	1 7 番	深草 義久	1 8 番	松村 勝徳
	1 9 番	古田 博	2 0 番	上田 憲一	2 2 番	高木 義則

4. 本日の欠席委員は次のとおりである。（3 名）

6 番 上妻美津子

8 番 小森田義弘

2 1 番 徳永 志誠

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

議案第 4 号 農業委員会委員の辞任同意について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事 務 局 長 石原 忠邦

係 長 渡邊 豊和

主 事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局（石 原）	1 開 会 それでは定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めたいと思います。まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆さまご起立をお願いします。「おはようございます。」ご着席ください。 それでは、ただ今から平成 28 年度第 12 回和水町農業委員会総会を開会します。
事務局（石 原）	2 会議成立宣言 それでは、会議成立宣言でございます。和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、23 名中 20 名が出席でございますので、本会議が成立することを宣言いたします。
事務局（石 原）	3 会長挨拶 会長挨拶でございますが、同会議規則第 4 条の規定によりまして、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長におかれましては挨拶のあと、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。それでは、会長挨拶をお願いします。
会 長（蒲 池）	みなさん、改めまして「こんにちは」。本日は、最近の晴天で農作業等お忙しい中、平成 28 年度第 12 回の農業委員会総会に出席くださいましてありがとうございます。2 月は、2 月 13・14 日の視察研修、24 日の活動推進大会に参加頂き感謝申し上げます。推進大会では、解消部門と農業新聞で表彰を受けたところです。日頃の委員皆さまの努力の賜物と思っております。また 4 月 12 日に全国大会においても私が代表して出席しますが表彰を受けることとなっております。 今日は講師を招いての研修会が予定されていますので最後までよろしくお願いします。 【会長挨拶】
議 長（蒲 池）	簡単ではございますが、挨拶に代えさせて頂き議事に入らせていただきます。 4 議事録署名人の氏名

議長（蒲 池） それでは、議事録署名委員の指名を行います。和水町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲 池） それでは、本日の議事録署名委員は、19番 古田委員、20番 上田委員にお願いいたします。

5 議 事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局（石 原） 失礼します。1ページでございます。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」でございます。

3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認により適合するか否か検討することとなっております。審査基準の項目には、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の4つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後にご説明させていただきたいと思います。

それでは、所有権移転の案件になります。

整番1 譲渡人「竈門の[REDACTED]」、譲受人「竈門の[REDACTED]」、土地の所在「竈門字檜崎 [REDACTED]、畑、1,483 m² 他1筆」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「95,615 m²」、農作業に従事する者「4名」、農機具は「トラクター 5台」「ラッピングマシーン 1台」「コーンハーベスタ 1台」、申請理由は「経営合理化のための交換」でございます。

整番2 譲渡人「竈門の[REDACTED]」、譲受人「竈門の[REDACTED]」、土地の所在「竈門字赤穂原 [REDACTED]、畑、3,474 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「46,989 m²」、農作業に従事する者「3名」、農機具は「トラクター 2台」「ラッピングマシーン 1台」「ロールベラー1台」、申請理由は「経営合理化のための交換」でございます。

整番 3 譲渡人「志口永の[REDACTED]」、譲受人「下津原の[REDACTED]」、土地の所在「下津原字長葉山 [REDACTED]、田、482 m² 他 2 筆」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「6,381 m²」、農作業に従事する者「2 名」、農機具は「管理機 1 台」「草刈機 2 台」、申請理由は「売買による規模拡大」でございます。

2 ページでございます。

整番 4 譲渡人「下津原の[REDACTED]」、譲受人「下津原の[REDACTED]」、土地の所在「下津原字山田 [REDACTED]、田、194 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「9,929 m²」、農作業に従事する者「2 名」、農機具は「トラクター 1 台」「耕うん機 1 台」、申請理由は「売買による規模拡大」でございます。

整番 5 譲渡人「岩の[REDACTED]」、譲受人「岩の[REDACTED]」、土地の所在「岩字無多田 [REDACTED]、畑、1,177 m² 他 15 筆」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「12,367 m²」、農作業に従事する者「3 名」、農機具は「トラクター 1 台」「管理機 1 台」、申請理由は「[REDACTED] 贈与」でございます。贈与される農地には、[REDACTED] に貸付けてある農地 3 筆 7,011 m²を含みます。

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されました内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用機械、労働力、技術等から判断しまして、取得後において耕作等の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。農業委員会が定める 30a を上回っております。

最後に、地域との調和要件でございます。取得後においても耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われまふ。以上でございます。

議 長 (蒲 池)	ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 と 2 につきまして関連していますので、7 番 戸上委員の報告をお願いします。
7 番 (戸 上)	はい。整番 1 と 2 について、7 番 戸上が説明いたします。 3 月 1 日に、甲斐委員と私と事務局で現地確認に行っていました。 申請地は、竈門の [REDACTED] 周辺で、現況は飼料畑でした。 お互い [REDACTED] に近い農地と農地を交換され、経営合理化を図られるとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 (蒲 池)	はい。ありがとうございました。続きまして、整番 3 につきまして、11 番 甲斐委員の報告をお願いします。
1 1 番 (甲 斐)	はい。整番 3 について、11 番 甲斐が説明いたします。 3 月 1 日に、戸上委員と事務局で現地確認に行っていました。 申請地は、町道東小下津原線沿いにある農地でした。現況は堆肥置場でした。今後も、農地として管理されるとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 (蒲 池)	はい。ありがとうございました。続きまして、整番 4 につきましても、11 番 甲斐委員の報告をお願いします。
1 1 番 (甲 斐)	はい。整番 4 について、11 番 甲斐が説明いたします。 3 月 1 日に、戸上委員と私と事務局で現地確認に行っていました。 申請地は、下津原西区 [REDACTED] の東側、町道沿いにある農地でした。今後も、農地として管理されるとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 (蒲 池)	はい。ありがとうございました。続きまして、整番 5 につきまして、16 番 池田浩二委員の報告をお願いします。
1 6 番 (池田浩)	はい。整番 5 について、16 番 池田浩二が説明いたします。 3 月 1 日に、上妻委員と私と事務局で現地確認に行っていました。 申請地は、下岩地区にある農地でした。現況は圃場整備田で耕耘されていました。今後も、農地として管理されるとのことですので、何ら問題ない

	いと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長（蒲 池）	はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。 議案第 1 号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。
1 番（坂本委員）	整番 1 と 2 について質問いたします。 お互い■■■■■に近い場所との交換と考えてよろしいでしょうか？
議 長（蒲 池）	説明にありましたとおり、互い■■■■■に近い土地への集積で経営の合理化を図るための交換です。事務局にお尋ねしますが、あまり変わらない面積で等価交換でしょうか？
事務局（石 原）	井上さんによれば、差し引きの分については金銭で解決されることです。
議 長（蒲 池）	他に何かありませんでしょうか？
	【異議なしの声あり】
議 長（蒲 池）	ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第 1 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 「挙手全員」
議 長（蒲 池）	はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。今回、整番 3 に■■■■■委員が関与される案件がありますので、まずは整番 3 を除いて審議したいと思います。それでは、事務局からの説明をお願いします。
事務局（石 原）	4 ページでございます。議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」でございます。 整番 1、譲渡人「江田の■■■■■」、譲受人「江田の■■■■■」、土地の所在地「江田字江光寺■■■■■、畑、330 m² 他 1 筆、合計 畑 2 筆 342 m²」でございます。

転用目的「一般住宅」、事業計画「木造瓦葺平屋建 1 棟 135 m²」、工事期間「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで」となっております。

申請人は、江田のアパートに夫婦と子供 3 人の計 5 人で住んでおられますが、子供の成長に伴い手狭になったため、個人住宅建築のため転用されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番 1 でございます。

申請の位置につきましては、2 ページの管内図及び 3 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、4 ページが字図で、5 ページが配置図となっております。■■■■の宅地を同時に購入して県道からの進入路にされます。

給水は町上水道に接続し、汚水及び生活雑排水は下水道に接続されます。雨水につきましては自然吸収し、余り水は自然浸透及び道路側溝に排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は和水町役場から 300m 以内の農地ということで「第 3 種農地」に該当し、原則許可になります。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 30 年 3 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、東側と北側に農地はありますが、譲渡人の農地なので、問題ないと考えております。

整番 2、貸渡人「用木の■■■■」、借受人「宇城市の■■■■」、土地の所在地「蜻浦字藤坂 ■■■■、畑、900 m²」でございます。

転用目的「太陽光発電施設」、事業計画「太陽光パネル 208 枚 343.2 m²」、工事期間「平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日まで」となっております。

申請法人は、太陽光発電事業を営む法人であり、九州電力の固定電力買取制度を利用し売電を行うため、貸渡人から農地を 25 年間借入れ、太陽光発電施設を設置するために、転用されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番 2 でございます。

申請の位置につきましては、2 ページの管内図及び6 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、7 ページが字図で、8 ページが配置図となっております。

太陽光発電施設のため、給水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては自然浸透及び余り水は西側の調整池に集水後、自然浸透されます。

まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書及び融資証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成29年7月31日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲に農地はありますが、太陽光発電施設のため、日照、通風など、営農上への支障はないと考えております。

5 ページでございます。

整番4、譲渡人「玉名市の[]」、借受人「福岡県の[]」
[]、土地の所在地「岩尻字堂脇[]」、田、922 m² 他1筆、合計田2筆 1,570 m²」でございます。

転用目的「太陽光発電施設」、事業計画「太陽光パネル204枚 331.3 m²」、工事期間「許可後から平成29年5月31日まで」となっております。

申請法人は、[] 5 条
転用許可（賃貸借権設定）が下りた土地と併せて周囲の土地を購入し、太陽光発電事業を行うため、転用されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番2でございます。

申請の位置につきましては、2 ページの管内図及び12 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、13 ページが字図で、14 ページが配置図となっております。

太陽光発電施設のため、給水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては自然浸透及び余り水は土側溝に集水後、自然浸透されます。

まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

	続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書及び融資証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 29 年 5 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。 計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲に農地はありますが、太陽光発電施設のため、日照、通風など、営農上への支障はないと考えております。
議 長 (蒲 池)	ただ今、事務局から説明がございました。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきまして 22 番 高木委員の報告をお願いします。
2 2 番 (高 木)	はい。整番 1 について、22 番 高木が説明いたします。 3 月 1 日に小森田委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。 申請地は、 公民館の南西側で、現況は農地でした。給水と生活雑排水につきましては町の上下水道に接続されます。雨水は自然吸込みとし、余り水は南側の道路側溝に排水されます。北側と東側に農地はありますが、譲渡人の農地であるため問題はないと思われます。ご審議の程、よろしくをお願いします。
議 長 (蒲 池)	はい。ありがとうございます。続きまして、整番 2 につきましても 22 番 高木委員の報告をお願いします。
2 2 番 (高 木)	はい。整番 2 について、22 番 高木が説明いたします。 3 月 1 日に小森田委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。 申請地は、 の南側で、現況は保全管理でした。太陽光発電のため給水及び生活雑排水は発生しません。雨水については調整池を設け自然吸込みとされます。周辺に農地はありますが、太陽光発電施設であり、日照、通風等営農上の支障はないと思われます。ご審議の程、よろしくをお願いします。
議 長 (蒲 池)	はい。ありがとうございます。続きまして、整番 4 につきまして、18 番 松村委員の報告をお願いします。
1 8 番 (松 村)	はい。整番 4 について、18 番 松村が説明いたします。

3月1日に高木委員と小森田委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。

申請地は、岩尻地区[]の北側になります。現況は保全管理でした。雨水は自然吸込み及び余り水は土側溝に集水後、自然浸透されます。周辺に農地はありますが、太陽光発電施設であり、日照、通風等営農上の支障はないと思われます。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長(蒲池) はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。整番3を除く議案第2号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。質問がある方の挙手をお願いします。

何かございませんでしょうか。

議長(蒲池) 松村委員さん、整番4の太陽光発電施設の転用の件ですが、将来基盤整備等の計画はありませんでしょうか？

18番(松村委員) まず耕作者がいないことや高低差があり基盤整備の計画はありません。

議長(蒲池) 他に何かありませんでしょうか？

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) ないようでございますので、採決したいと思います。整番3を除く議案第2号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長(蒲池) はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、整番3を除く議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。次に整番3につきまして審議したいと思います。[]委員の退出をお願いします。

【[]委員 退出】

議 長 (蒲 池)	それでは、事務局からの説明をお願いします。
事務局 (石 原)	失礼します。4 ページでございます。 整番 3、貸渡人「内田の[REDACTED]」、借受人「内田の[REDACTED]」、土地の所在地「内田字本村 [REDACTED]、畑、284 m²」でございます。 転用目的「農家住宅」、事業計画「木造二階建 1 棟 161.28 m² 農業用倉庫 1 棟 50 m²」、工事期間「平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで」となっております。 申請人は、県道改良工事に伴い、現在居住している住宅及び宅地の一部が買収され、買収後の宅地に住宅建築は狭小であるため、隣接する父所有の農地に宅地を拡張し、農家住宅を建てるため、転用されるものです。 申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番 3 でございます。 申請の位置につきましては、2 ページの管内図及び 9 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、10 ページが字図で、11 ページが配置図となっております。 給水は既存の井戸ボーリングにより、生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し、河川へ排水されます。雨水につきましては自然浸透及び集水して河川へ排水されます。 まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第 2 種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。 続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 29 年 11 月 30 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。 計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲に農地はありませんので、なんら問題ないと思います。
議 長 (蒲 池)	ただ今、事務局から説明がございました。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 3 につきまして、7 番 戸上委員の報告をお願いします。
7 番 (戸 上)	はい。整番 3 について、7 番 戸上が説明いたします。 3 月 1 日に甲斐委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。

申請地は、[REDACTED]の裏になります。現況は柿畑でした。給水は既存の井戸ボーリングで、生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し、河川へ排水されます。雨水は自然吸込み及び集水後、河川へ排水されます。周囲に農地はありませんので、なんら問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（蒲池） はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第2号の整番3につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。質問がある方の挙手をお願いします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲池） ないようでございますので、採決したいと思います。議案第2号の整番3につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長（蒲池） はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第2号の整番3は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。それでは、[REDACTED]委員の入室をお願いします。

【[REDACTED] 入室】

議長（蒲池） 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。整番4に、[REDACTED]委員の、整番5に、[REDACTED]委員の関与する案件がございます。まずは、整番4から5までを除いた案件につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局（石原） 失礼します。6ページでございます。議案第3号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」でございます。

7ページでございます。賃貸借権設定の案件です。

整番1、貸人「瀬川の[REDACTED]」、借人「瀬川の[REDACTED]」、利用内容「水

稲」、借り手の農業経営状況、年齢「68 歳」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻・麦」、農作業従事者数「1 名」でございます。

整番 2、貸人「用木の[REDACTED]」、借人「用木の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「76 歳」、農作業従事日数「60 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 3、貸人「用木の[REDACTED]」、借人「用木の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 2 に同じでございます。

8 ページでございます。

整番 6、貸人「上板楠の[REDACTED]」、借人「板楠の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「60 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「3 名」でございます。

整番 7、貸人「板楠の[REDACTED]」、借人「上板楠の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況、年齢「73 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「繁殖」、農作業従事者数「1 名」でございます。

整番 8、貸人「上板楠の[REDACTED]」、借人「上板楠の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は整番 7 に同じでございます。

整番 9、貸人「山鹿市の[REDACTED]」、借人「上板楠の[REDACTED]」、利用内容「飼料」、借り手の農業経営状況は整番 7 に同じでございます。

整番 10、貸人「野田の[REDACTED]」、借人「野田の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「72 歳」、農作業従事日数「150 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 11、貸人「大田黒の[REDACTED]」、借人「野田の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 10 に同じでございます。

9 ページでございます。

整番 12、貸人「山鹿市の[REDACTED]」、借人「津田の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「62 歳」、農作業従事日数「90 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 13、貸人「東吉地の[REDACTED]」、借人「東吉地の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「60 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「3 名」でございます。

整番 14、貸人「東吉地の[REDACTED]」、借人「東吉地の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 13 に同じでございます。

整番 15、貸人「西吉地の[REDACTED]」、借人「東吉地の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 13 に同じでございます。

整番 16、貸人「和仁の[REDACTED]」、借人「和仁の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「54 歳」、農作業従事日数「103 日」、主な経営作物「水稻・たけのこ」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 17、貸人「中和仁の[REDACTED]」、借人「西吉地の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「34 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻・なす」、農作業従事者数「3 名」でございます。

10 ページでございます。

整番 18、貸人「和仁の[REDACTED]」、借人「西吉地の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況は整番 17 に同じでございます。

整番 19、貸人「和仁の[REDACTED]」、借人「和仁の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「59 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

整番 20、貸人「上和仁の[REDACTED]」、借人「上和仁の[REDACTED]」、利用内容「なす」、借り手の農業経営状況、年齢「57 歳」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「なす」、農作業従事者数「1 名」でございます。

11 ページでございます。中間管理権設定の案件になります。

整番 1、貸人「下津原の[REDACTED]」、借人「熊本市の[REDACTED]
[REDACTED]」でございます。

議長(蒲池) 以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議長(蒲池) ただ今、事務局から整番4から5を除く議案第3号について説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) それでは、ないようでございますので、整番4から5を除く議案第3号について承認される方の挙手をお願いします。

【挙手全員】

議長(蒲池) ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。次に、整番4について審議したいと思います。[]委員の退出をお願いします。

【[] 退出】

それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局(石原) 失礼します。7ページでございます。
整番4、貸人「用木の[]」、借人「下津原の[]」、
利用内容「野菜」でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議長(蒲池) ただ今、事務局から整番4について説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

23番(石原委員) 整番4の件ですが、[]が今回賃貸借されるわけですが、12ページで中途解約通知書整番1 []はまだ継続中ということですか？

事務局（渡 邊）	12 ページの整番 1 で [] 解約があります。 農業者年金関係で再設定された農地になります。 [] [] 新たに 7 ページの整番 4 [] が借りられることにな ります。
23 番(石原委員)	農業者年金の関係で、再設定されたと思いますが、期限内で中途解約さ れた場合、流動化補助金の返還金が発生するのではないのでしょうか？
事務局（渡 邊）	12 ページの話ですけれども整番 1 ですけれども、真ん中に物件の所在地 がありますがその横に解約事由・契約内容が書いてあります。契約内容に 農地法の使用貸借となっております。先ほど返還金がありますかとの話で したが、使用貸借に関しましては補助金が出ませんので返還は生じません。 備考のところに使用期間を書いてありますけれども期間の途中で中途解約 して新たに [] が借りられることになります。
議 長（蒲 池）	農地中間管理機構を通じての貸し借りの場合は、返還金を免除される場 合もあります。 他に何かありませんか？ 【異議なしの声あり】
議 長（蒲 池）	それでは、ないようでございますので、整番 4 について承認される方の 挙手をお願いします。 【挙手全員】
議 長（蒲 池）	ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたし ます。 [] 委員の入室をお願いします。 【 [] 入室】
議 長（蒲 池）	次に、整番 5 について審議したいと思います。 [] 委員の退出をお 願いします。 【 [] 退出】 それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局（石 原）

失礼します。同じく 7 ページでございます。

整番 5、貸人「板楠の[REDACTED]」、借人「板楠の[REDACTED]」、利用内容「水稻」、借り手の農業経営状況、年齢「69 歳」、農作業従事日数「200 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議 長（蒲 池）

ただ今、事務局から整番 5 について説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議 長（蒲 池）

それでは、ないようでございますので、整番 5 について承認される方の挙手をお願いします。

【挙手全員】

議 長（蒲 池）

ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。[REDACTED]委員の入室をお願いします。

【[REDACTED] 入室】

議 長（蒲 池）

続きまして、追加議案として、議案第 4 号「農業委員会委員の辞任同意について」を議題といたします。お手元に別紙で議案第 4 号が配られておりますのでご覧ください。残念ですが、事務局の説明をお願いします。

事務局（石 原）

失礼します。[REDACTED]委員から平成 29 年 3 月 31 日を以って農業委員を辞任したい旨の辞任願が提出されました。委員が辞任する場合は、改正前の農業委員会等に関する法律第 16 条の規定により、農業委員会の同意を得ることが必要になりますので、議案として提案させていただきます。[REDACTED]委員は脳梗塞を患い、リハビリ入院されております。現在、回復に向かわれておりますが、農業委員としての復帰が難しいとのことで辞任願が提出されました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（蒲 池） ただ今、事務局から議案第 4 号について説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

13 番(庄山委員) 今回、 委員さんが辞任されることで においては、委員さん方の負担が増すと思いますが、追加の委員さんは出来ないことになっているようですが？

10 番(吉田委員) 委員の追加は出来なかったのでしょうか？

事務局（石 原） 平成 27 年 9 月 4 日に農業委員会法改正が公布され平成 28 年 4 月 1 日から施行されていますが、改正の主な点が農業委員の選出方法が選挙委員、推薦委員から募集により推薦・応募により委員候補者が挙がって選定委員会を経て議会の同意、町長の任命となりました。また同時に農地利用最適化推進員が創設されます。現在の委員さん方の任期が平成 30 年 7 月 31 日までとなっている関係で新体制は、8 月 1 日からとなりますのでその間は、欠員となります。

【今回はやむを得ないのではないのでしょうかとの意見あり】

議 長（蒲 池） それでは、ないようでございますので、議案第 4 号について承認される方の挙手をお願いします。

【挙手全員】

議 長（蒲 池） ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。 委員におかれましては、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。

6 報 告

議 長（蒲 池） これで、議事の方は終了いたしました。次に 6 の報告を事務局からお願いします。

事務局（石 原） 12 ページでございます。中途解約通知書が 4 件提出されています。以上でございます。

7 その他

事務局（石 原）

次に、その他でございます。事務局からお願いします。

失礼します。13 ページでございます。

次回総会日 平成 29 年 4 月 7 日（金）午後 3 時 30 分から、
和水町役場本庁 3 階大会議室で行います。

[REDACTED]

また、この後、農地中間管理事業について、熊本県農業公社から説明
があります。

議 長（蒲 池）

それでは、その他で皆様方から何かございませんでしょうか。

ないようでございますので、終わりたいと思います。

8 閉 会

議 長（蒲 池）

ご起立をお願いします。これをもちまして、平成 28 年度第 12 回和水町
農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 19 番

署 名 委 員 20 番

会議録調製者	渡邊 豊和
本誌 表紙共	枚